

統一標語

火は消した？いつも心に きいてみて 春の全国火災予防運動実施

3月1日～7日



離れるときは火を消して…

▽3つの習慣

- 寝タバコは絶対やめる。
- ストーブの近くに、燃え

住宅防火
いのちを守る
7つのポイント

家庭用暖房器具は、寒い冬には欠かせませんが、ちょっとした不注意から火災の原因になってしまいます。暖房器具の取扱いには十分注意してください。

●暖房器具再点検を！



- 火災が広がる前に消すため、住宅用火災警報器を設置する。
○寝具や衣類からの火災を防ぐため、防炎製品を使用する。

▽4つの対策

- 逃げ遅れないため、住宅の審議会を予定する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

●総合計画審議会の市民委員公募

市では、海老名市総合計画審議会の委員（3人）を公募します。この審議会は、市議会議員、学識経験者など14人で構成され、総合計画の策定と実施に関する調査・審議を行うため設置されています。

▽任期 4月～平成19年3月（2年間）。年3～5回

問 同課企画調整担当

「火は消した？いつも心に きいてみて」を統一標語に、春の火災予防運動が3月1日（火）～7日（月）に実施されます。期間中、消防本部・消防署・消防団では、市内の大型店舗などの査察や消防車両による巡回広報を行います。

東柏ヶ谷5・6丁目で防火診断

市消防署が地域を巡回して、一般家庭の防火診断を行います。実施日・場所は次のとおりです。

▼3月1日（火）～2日（水）は東柏ヶ谷1・2丁目▼
3日（木）～4日（金）は東柏ヶ谷5・6丁目。時間はいずれも午前9時～正午（詳細は各自治会回覧を）。

わがまちのモニター募集！

締切迫る

●市政に関心をお持ちの方 20人

▽応募資格 市内在住の20歳以上の方（公務員など公職にある方、市政モニター経験者は応募不可）▽募集人数 20人 ▽期間 平成18年3月（1年間）4月～平成18年3月（1年間）▽選考 応募者の中から、地域、年齢、職業等のバランスを考慮して決定。選考結果は、応募者全員に通知する。▽内容 ①モニター制度の参加（市側と懇談形式で年3回程度）②施設見学への参加④アンケート・提案モニターカードの提出（随时）※会議・見学等は、原則として平日開催▽謝礼 年額1万5000円以内▽応募方法 3月7日（月）までに、はがき、または所定の応募用紙（広聴相談課にあります）に住所・氏名・年齢・職業・連絡先・応募動機などを記入のうえ、同課へ。▽同課広聴相談担当。

●消費生活にご意見を反映 20人

▽応募資格 市内在住の20歳以上の方で、平日に活動できる方（公務員などの公職にある方、市消費生活モニターの経験者は不可）▽募集人数 20人 ▽期間 18年3月（1年間）▽内 容 ①市長室広報担当が依頼する、催し物、イベントなどの写真撮影（主に土・日・祝日）②撮影に関するアンケートの提出▽撮影は、1人年3回程度▽謝礼 1回につき3300円▽その他 カメラ・レンズ・ストロボなどの機材は、各自のものを使用。フィルム、現像代などは市が負担。撮影した写真の版権は市に帰属する（ネガは市で保存）▽応募方法 3月10日（木）までに電話で市長室広報担当へ（土・日・祝日を除く）。申込時に面接の日時をお知らせします。面接時に、1年内に撮影したカラー写真（L判）を3枚持参してください（写真は返却しません）。

●広報まちかどカメラマン 10人

▽応募資格・人数 市内在住の20歳以上の方（公務員など公職あるいは公職の20歳以上の方、在住・在勤の20歳以上の方、10人（応募多数の場合は選考）▽期間 4月～平成18年3月（1年間）▽内 容 ①市長室広報担当が依頼する、催し物、イベントなどの写真撮影（主に土・日・祝日）②撮影に関するアンケートの提出▽撮影は、1人年3回程度▽謝礼 1回につき3300円▽その他 カメラ・レンズ・ストロボなどの機材は、各自のものを使用。フィルム、現像代などは市が負担。撮影した写真の版権は市に帰属する（ネガは市で保存）▽応募方法 3月10日（木）までに電話で市長室広報担当へ（土・日・祝日を除く）。申込時に面接の日時をお知らせします。面接時に、1年内に撮影したカラー写真（L判）を3枚持参してください（写真は返却しません）。

●軽自動車税の変更

4月1日（金）は、軽自動車税の課税基準日です。

軽自動車・オートバイの届け出は、3月31日までに必ず済ませてください。

○届け出をしないまま次のような状態になってしまふんか。

①他人に譲った、あるいは盗難や紛失で手元がない②警察には「盗難届」を出したが、市役所には届け出をしていない

4月1日（金）は、軽自動車税の課税基準日です。

軽自動車・オートバイの届け出は、3月31日までに必ず済ませてください。

○届け出をしないまま次のような状態になつてしまふんか。

①他人に譲った、あるいは盗難や紛失で手元がない②警察には「盗難届」を出したが、市役所には届け出をしていない

4月1日（金）は、軽自動車税の課税基準日です。

軽自動車・オートバイの届け出は、3月31日までに必ず